

＜改正意匠法施行＞

「建築物」及び店舗等の「内装」が 本年4月1日より意匠登録可能に！

既にご案内のとおり、意匠法が大幅に改正され、従来は権利化できなかった「建築物」並びに店舗や事務所等の「内装」が意匠登録の保護対象として、本年4月1日より出願可能となります。

そこで今回のPBS(パトラビジネスセミナー)は、この新たな保護対象について、現在、日本弁理士会 意匠委員会 副委員長を務める 弁理士 野村慎一が詳しく解説いたします。また、事前対策や出願対策、画像意匠についても解説いたします。企業にとって重要なテーマとなっておりますので、是非ともご参加下さい。

講師

特許業務法人 藤本パートナーズ
意匠・商標部門 統括パートナー
副所長 弁理士 野村 慎一

日時

2020年 2月21日 (金)

14:30～16:00

受付：14:00～

会場

ハートンホール日本生命御堂筋ビル12階

大阪市中央区南船場4-2-4

<https://www.hearton.co.jp/access/nissei>

参加費
無料

お申込み

F A X : 06-6271-7910

下記申込欄に、各項目をご記入の上お送りください

| | | | |
|-----|-----|--|--|
| 会社名 | | | |
| 氏名 | 部署名 | | |
| | 役職 | | |
| メール | TEL | | |

※ご記入いただいた個人情報はサン・グループのみが保管し、本セミナー関連業務・今後開催するセミナーの案内等に利用いたします

お問い合わせ

第161回 大阪PBS
(パトラビジネスセミナー)

株式会社パトラ セミナー担当

TEL : 06-6271-2383 MAIL : patra@sun-group.co.jp

SUN・GROUP

藤本パートナーズ・株式会社ネットス・株式会社パトラ